



まなびや



第62号 平成25年2月28日
 発行：株式会社 測量舎
 〒130-0021
 東京都墨田区緑1-24-5 4F
 TEL：03(3846)1437・4428
 FAX：03(3846)1416
 E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
 URL：http://www.sokuryousha.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

「何をやるか」ではなく
 「どうやるか」が大切



<「お陰さま」 by 高橋一雄 > 第110話 金魚

子供の頃、縁日の金魚すくいで捕った金魚を家に持って帰ると、なぜか直ぐに死んでしまいます。特に尾ひれの綺麗な金魚ほど直ぐに死にます。

もともと金魚はフナの変種ですから丈夫なはずですが、何故か早く死にます。あるとき街の金魚屋さんで聞いてみると、違う種類の金魚を同じ水槽に入れると、ストレスで早く死ぬと教えてもらいました。なるほど金魚屋さんでは種類別に水槽で飼っています。縁日でよく見る「ワキン」と言われる流線型をした金魚が、尾ひれが綺麗で泳ぎの優雅な金魚を、泳ぎが遅いためにいじめるようです。縁日では同じビニールの袋に違う種類の金魚を一緒に入れてくれて、飼い方までは教えてくれません。

時代を遡って、江戸時代後期には、金魚は庶民の人気の愛玩物だったようです。ビニール袋の無かった当時は、縁日で金魚を買うと、金魚玉と言う風鈴を逆さまにしたようなガラス玉に金魚を入れて持ち帰ったようです。金魚鉢がまだ普及していないころですから、この金魚玉に金魚を入れたまま軒先に吊るして鑑賞したようです。ところが金魚玉は口が小さいために、中の金魚にとっては最悪の環境だったようです。

ちなみにこの金魚玉、金魚がたくさん売れるようにと金魚売りが考えたという説もあるようです。

平成25年2月

*バックナンバーは弊社ホームページ「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 2月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 加藤さん
 入金トップ 加藤さん
 社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 原口さん
 ポイント賞 加藤さん
 サンキューカード賞 佐藤さん
 社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

4日(月)、18日(月)、25日(月)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。

<高橋さんが講師を務めました>

2月10日(日)に相続アドバイザー協議会様主催の「相続アドバイザー養成講座」で講師を務めました。

2月14日(木)にも日本賃貸住宅管理協会様主催の「相続支援研究会 仙台会場」で講師を務めました。

<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧下さい。

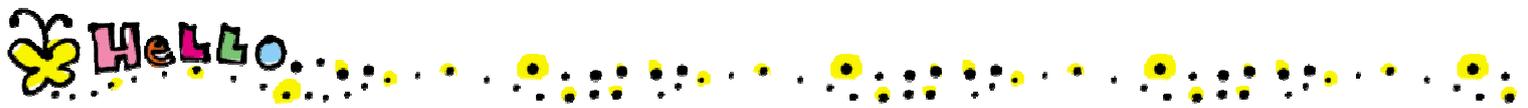


<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/index.html>

<編集後記> 白井 綾佳

だんだんと春に近づく季節になりました。2月3日の節分では恵方巻もどきとして手巻すしをほお張りしました。今年も健康でいられるといいなと思います。





<今月の社員> 三浦 喜八郎

今月の社員を担当する三浦です。私は今月で入社してから1年程になります。そこで、自分なりに測量舎での1年間を振り返ってみました。



働き始めて強く感じたのは、仕事に対する厳しさです。会社としては当たり前のことかもしれませんが、測量舎では、毎日が真剣勝負の戦場のようなものだなと思いました。

周りの先輩方も普段は気さくで優しい方ばかりですが、いったん現場に出れば、厳しい叱責が飛ぶこともあります。私は測量に関して初心者に近い者でしたので、先輩方の現場での話し方や動きについていくのに大変苦労した覚えがあります。

また、お客様に納品する成果を作成するのも、厳しいチェックを通して、手直しを繰り返し、“測量舎ブランド”として恥じない“最高のモノ”を作り上げます。私も微力ながら、作業に加わったのを、光栄に思います。

最後に、この一年間を振り返って、率直に実感するのは、文字通り「舎(まなびや)」としての測量舎です。

週に数回行われる早朝勉強会では、議論が白熱して、時間を延長してしまうことも度々あります。月に1回はスペシャリストの講師を招いての勉強会もあります。これは人財こそが会社の資産であるという考え方の現われだと思われま

す。まだまだ未熟者の私ですが、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

～・～・～ 3月の予定 ～・～・～

<お花見>

3月29日(金)に毎年恒例のお花見を開催します。



～・～・～ 3月の予定 ～・～・～

<3月のお誕生日>

23日(土) 谷山さん奥様



<社長と面接> (希望者のみ)

・7日,14日,21日,28日
18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

・1日(金)
18:00～19:00 営業会議
19:00～20:00 異見会
4月は4日(木)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

・4日(月) 19:00～21:00
4月は3月29日(金)にお花見を開催するためありません



<社内研修> (全員強制参加)

・4日(月)
9:15～10:00 現場報告会
10:00～10:45 月次決算報告会
10:45～11:45 素直塾
4月は9日(火)9:15～11:45
現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

20日(水)
9:15～11:45 社内研修
13:00～16:00 大掃除
16:00～18:15 第22回測量舎道場
4月は特別社内研修はありません

<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

4日(月)、7日(木)、11日(月)、14日(木)、19日(火)、21日(木)、26日(火)、28日(木)の午前7:45～8:30です。

<高橋さんが講師をします>

3月17日(日)に三井不動産リアルティ株式会社様主催の「リアルプランセミナー」で講師を務めます。タイトルは『土地の相続対策はまず測量から～測量があなたの資産を守る～』です。





<不動産登記Q&A> Vol.56

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 登記の申請はいつ

しなければいけないのですか？

A 不動産の表題に関する登記には、申請義務が課せられているものがあります。

- ① あらたに土地を**生じた**とき。
- ② 地目・地積に**変更**を生じたとき
- ③ 土地が**滅失**したとき
- ④ 建物を**新築**したとき
- ⑤ 建物の所在・種類・構造・床面積・建物番号に**変更**を生じたとき
- ⑥ 附属建物を**新築**したとき
- ⑦ 附属建物の所在・種類・構造・床面積に**変更**を生じたとき
- ⑧ 建物が**滅失**したとき
- ⑨ 区分建物につき敷地権が**発生**または**消滅**したとき

上記(報告的登記)の場合、所有者は**1ヵ月以内**に登記の申請をしなければなりません。この申請義務を怠った場合には、10万円以下の**過料**に処することとされています。

なお、土地の分筆・合筆の登記、建物の分割・区分・合併の登記等(創設的登記)には申請義務は課せられておりません。



また、これらの登記の申請をしないうちに所有者が変わった場合には、新所有者は土地・建物（区分建物を除く）の表題の登記については、**所有者の変更があった日から1ヵ月以内**に、表題の変更の登記については、自分のために**所有権の登記がされた日から1ヵ月以内**にそれぞれの登記を申請しなければならないことになっています。土地・建物の滅失の登記については、滅失後に売買等による所有者の変更はありえないが、滅失登記を申請しないうちに所有者が死亡したときは、その相続人が**相続人となった日から1ヵ月以内**に登記を申請しなければならないと考えられます。

